

2025年11月1日変更	2018年9月19日変更
非認証車等の加速走行騒音試験業務実施要領 改正 <u>令和7年 11月1日</u> 株式会社JQR 制定 平成23年 12月 1日 変更 平成24年 2月25日 変更 平成26年 4月11日 変更 平成30年 9月19日 <u>変更 令和 7年 10月13日</u> 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. 騒音試験の種類 JQRは、次に掲げる種類の業務を行うこととする。 (1) JQRが試験を行って別添1に示す加速走行騒音の基準への適合を確認する業務 (2) 試験依頼者が自ら試験を行う際に立会って別添1に示す加速走行騒音の基準への適合を確認する業務 <u>(3) 依頼書及び添付書面により、確認を受けた自動車及び消音器と同一型式のものの加速走行騒音試験結果成績表（以下「試験成績表」という。）を発行する業務</u> <u>(4) 試験成績表を再発行する業務</u> <u>(5) 騒音防止性能確認標章を再発行する業務（試験成績表発行後に騒音防止性能確認標章を発行する業務を含む。）</u> なお、(1)～<u>(4)</u>の業務であって、試験依頼者が求めた場合には、騒音防止性能確認標章を発行する業務を併せて行う。	非認証車等の加速走行騒音試験業務実施要領 改正 <u>平成30年 10月1日</u> 株式会社JQR 制定 平成23年12月 1日 変更 平成24年 2月25日 変更 平成26年 4月11日 変更 平成30年 9月19日 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. 騒音試験の種類 JQRは、次に掲げる種類の業務を行うこととする。 (1) JQRが、<u>細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」による</u>試験を行って別添1に示す加速走行騒音の基準への適合を確認する業務 (2) 試験依頼者が自ら試験を行う際に立会って別添 1 <u>の1 .</u> に示す加速走行騒音の基準値への適合を確認する業務 <u>(3) 試験依頼者が自ら試験を行う際に立会って別添 1 の2 . に示す加速走行騒音の基準値への適合を確認する業務</u> <u>(4) 依頼書及び添付書面により、確認を受けた自動車及び消音器と同一型式のものの加速走行騒音試験結果成績表（第4号様式、以下「試験成績表」という。）を発行する業務</u> <u>(5) 試験成績表を再発行する業務</u> <u>(6) 騒音防止確認標章を再発行する業務（試験成績表発行後に騒音防止性能確認標章を発行する業務を含む。）</u> なお、(1)～<u>(5)</u>の業務であって、試験依頼者が求めた場合には、騒音防止性能確認標章を発行する業務を併せて行う。

5. 騒音試験業務実施の基本方針 (1) 4.の(1)～<u>(5)</u>の業務(以下「騒音試験業務」という。)は、試験依頼者から提出された非認証車等の加速走行騒音試験依頼書(第1号様式)及び添付書面(以下「試験依頼書等」という。)に基づいて、車両法及び同法に基づく命令、告示、審査事務規程、並びにこれらに係る通達によるほか、この実施要領に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。 (2) (略) 6. 立会いによる騒音試験業務 4.(2)の業務は、試験依頼者が8.(3)の測定方法に基づいた試験を行うことができると認められる場合に実施することとする。この場合において、試験依頼者は、7.(1)に定める予約手続きを行う際に、<u>4.(2)の業務を希望する旨並びに試験を行う場所及び試験に用いる設備(計測機器)をJQRに申し出</u>なければならない。 7. 試験依頼の受付及び騒音試験日程並びに手数料等 (1) ～ (4) (略) 8. 騒音試験の実施 JQRは、次により騒音試験を実施する。 (1) 騒音試験のうち4.(1)による場合の試験自動車の搬入時及び実施当日は、試験依頼者又は自動車整備担当者が立ち会うこととする。 (2) 騒音試験のうち4.(2)による場合の実施当日は、JQRの担当者が立ち会うこととする。 (3) 加速走行騒音の測定については、<u>別添1 第1号</u>に基づき(検査対象外軽自動車等にあつては、これに準じて)実施する。なお、試験自動車の試験時重量については、実測その他適切な方法により確認するものとする。 (4) 消音器の騒音低減機構を調整出来る構造を有する消音器にあつては、加速走行騒音値が、最大となる状態で試験を行うものとする。 (5) 騒音試験の結果、不合格となった場合、再試験は行わない。なお、試験依頼者が再試験を望む場合は、新たに試験依頼を行うこととする。 (6) 加速走行騒音の測定結果は、試験成績表に記載する。 9.～10. (略) 11. 騒音試験の延期 天候、天災その他やむを得ない理由により実施が困難となったときは、騒音試験業務を延期する場合がある。 (1) (略)	5. 騒音試験業務実施の基本方針 (1) 4.の(1)～<u>(6)</u>の業務(以下「騒音試験業務」という。)は、試験依頼者から提出された非認証車等の加速走行騒音試験依頼書(第1号様式)及び添付書面(以下「試験依頼書等」という。)に基づいて、車両法及び同法に基づく命令、告示、審査事務規程、並びにこれらに係る通達によるほか、この実施要領に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。 (2) (略) 6. 立会いによる騒音試験業務 4.(2) <u>及び4.(3)</u>の業務は、試験依頼者が8.(3)の測定方法に基づいた試験<u>及び協定規則第51号第3改定版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験</u>を行うことができると認められる場合に実施することとする。この場合において、試験依頼者は7.(1)に定める予約手続きを行う際に、4.(2) <u>及び4.(3)の業務を希望する旨をJQRに申し出、8.(3)及び協定規則第51号第3改定版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験の測定方法に基づいた試験を行う場所並びに試験に用いる設備(計測機器)を準備できる体制であるかJQRの確認を取ら</u>なければならない。 7. 試験依頼の受付及び騒音試験日程並びに手数料等 1) ～ (4) (略) 8. 騒音試験の実施 JQRは、次により騒音試験を実施する。 (1) 騒音試験のうち4.(1)による場合の試験自動車の搬入時及び実施当日は、試験依頼者又は自動車整備担当者が立ち会うこととする。 (2) 騒音試験のうち4.(2) <u>及び4.(3)</u>による場合の実施当日は、JQRの担当者が立ち会うこととする。 (3) 加速走行騒音の測定については、<u>細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」及び審査事務規程に定める「加速走行騒音試験」(TRIAS 30-J040-01)</u>に基づき(検査対象外軽自動車等にあつては、これに準じて)実施する。なお、試験自動車の車両総重量については、実測その他適切な方法により確認するものとする。 (4) 消音器の騒音低減機構を調整出来る構造を有する消音器にあつては、加速走行騒音値が、最大となる状態で試験を行うものとする。 (5) 騒音試験の結果、不合格となった場合、再試験は行わない。なお、試験依頼者が再試験を望む場合は、新たに試験依頼を行うこととする。 (6) 加速走行騒音の測定結果は、試験成績表に記載する。 9.～10. (略) 11. 騒音試験の延期 天候、天災その他やむを得ない理由により実施が困難となったときは、騒音試験業務を延期する場合がある。 (1) (略)
--	---

(2) 騒音試験のうち 4.(2)による場合には、試験依頼者はJQRに対してその旨を連絡し、騒音試験の実施予定日並びに実施場所等について協議することとする。この場合において、延期に伴う騒音試験業務手数料(その他の費用)及び試験自動車の提示に係る費用は試験依頼者が負担することとする。 12. (略) 13. 騒音試験の場所 (1) 騒音試験のうち 4.(1)による場合には、次のいずれかの場所で行うこととする。 ① 独立行政法人自動車技術総合機構 交通安全環境研究所自動車試験場第二地区 埼玉県熊谷市上之字諏訪木 2959-22 11 ② 藤壺技研工業株式会社 裾野試験場 静岡県裾野市須山 1220-12 ③ 堺泉北埠頭株式会社 泉大津フェニックス多目的広場 大阪府泉大津市夕凧町 4 (2) 騒音試験のうち 4.(2)による場合には、6.により申し出のあった場所(細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める試験路と同等であるとJQRが認めた場合に限る。)で行うこととする。 14.～20. (略) <u>附則（令和 7 年 10 月 13 日 変更）</u> <u>この実施要領は、令和 7 年 11 月 1 日から実施する。</u>	(2) 騒音試験のうち 4.(2) <u>及び 4.(3)</u>による場合には、試験依頼者はJQRに対してその旨を連絡し、騒音試験の実施予定日並びに実施場所等について協議することとする。この場合において、延期に伴う騒音試験業務手数料(その他の費用)及び試験自動車の提示に係る費用は試験依頼者が負担することとする。 12. (略) 13. 騒音試験の場所 (1) 騒音試験のうち 4.(1)による場合には、次のいずれかの場所で行うこととする。 ① 藤壺技研工業株式会社 裾野試験場 静岡県裾野市須山 1220-12 ② <u>一般財団法人 泉佐野みどり推進機構</u> 泉大津フェニックス多目的広場 大阪府泉大津市夕凧町 4 (2) 騒音試験のうち 4.(2) <u>及び 4.(3)</u>による場合には、6.により申し出のあった場所(細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める試験路と同等であるとJQRが認めた場合に限る。)で行うこととする。 14.～24. (略) <u>附則（平成 30 年 9 月 19 日 変更）</u> <u>この実施要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。</u>
--	--

別添 1 加速走行騒音の試験方法及び基準

(加速走行騒音の試験方法)

1. 適用する基準に応じ、以下のいずれかの方法及び審査事務規程 別添 1 試験規定 (TRIAS) により試験を行う。

- (1) 保安基準の細目を定める告示 (細目告示) 別添 40「加速走行騒音の測定方法」
- (2) 協定規則第 51 号 (指定自動車等及び二輪自動車又は原動機付自転車を除く。)

(加速走行騒音の基準)

2. 前号の試験方法による測定結果が、以下の基準を満たすことを確認する。

(1) 細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」により試験を行った自動車 次の表の試験自動車の種別に応じた加速走行騒音の基準値を超えないことを確認する。

表

試験自動車の種別		加速走行騒音の基準値 (dB)
普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び二輪自動車 (側車付二輪自動車を含む。)) を除く。)	車両総重量が 3.5t 以下のもの	82
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (二輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの	82
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	82

(2) 協定規則第 51 号の規定により試験を行った自動車
協定規則第 51 号の技術的な要件 (同規則第 3 改訂版の規則 6.2.2 に限る。)) に適合することを確認する。

別添1 加速走行騒音の基準値

(新設)

(加速走行騒音の基準値)

1. 実施要領 4.(1) 又は (2) の細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」による測定結果により、加速走行騒音を dB で表した値が、次の表の試験自動車の種別に応じた加速走行騒音の基準値を超えないことを確認する。

表

試験自動車の種別		加速走行騒音の基準値 (dB)
普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び二輪自動車 (側車付二輪自動車を含む。)) を除く。)	車両総重量が 3.5t 以下のもの	82
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (二輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの	82
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	82
<u>小型自動車及び軽自動車 (二輪自動車に限る。)</u>		<u>82</u>
<u>第一種原動機付自転車</u>		<u>79</u>
<u>第二種原動機付自転車</u>		<u>79</u>

2. 実施要領 4.(3) の協定規則第 51 号第 3 改定版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験測定結果により、協定規則第 51 号の技術的な要件 (同規則第 3 改訂版補足第 2 改訂版の規則 6.2.2. (同規則に規定するフェーズ 2 に係る要件に限る。)) に定める基準に適合することを確認する。

別添2 騒音試験の手数料

(騒音試験の手数料)

1. 実施要領第 4 条に掲げる業務の種類別に、表 1 に記載する額を手数料として定める。なお、JQRの担当者が性能等確認のために出張するときは、第 2 号に定めるその他費用(旅費、手当、宿泊費、移動時間の労務費及び機材輸送費)を別途加算することとする。また、これら以外に必要な費用が生じる場合には、別途協議することとする。

表 1

業務の種類	試験自動車 1 台当たりの手数料(税込み)		(1)～(4)の業務に併せて騒音防止性能確認標章の発行を希望する場合の手数料 ((1)～(4)の手数料+1,100円、税込み)	
	別添 1 第 1 号の試験の方法		別添 1 第 1 号の試験の方法	
	(1)	(2)	(1)	(2)
(1)	143,000 円	330,000 円	144,100 円	331,100 円
(2)	55,000 円	88,000 円	56,100 円	89,100 円
(3)	7,700 円		8,800 円	
(4)	5,500 円		6,600 円	
(5)	6,600 円			

上記(2)の立会(出張)試験の際は、テストコースならびに試験機材一式は、必ず試験依頼者側にてご用意ください。

注)なお、JQRの担当者が確認のため移動する場合、表 1 の料金のほか、第 2 号表 2 に定める費用の追加額を別途計算し、業務終了後にご請求いたします。

(その他の費用の単価)

2. その他費用の単価は、次の表 2 のとおりとする。

表 2

項目	単価(税込み)
旅費(a)	実費
移動手当(60～120km 未満)	990円
移動手当(120～200km 未満)	1,650円
移動手当(200km 以上)	3,300円
宿泊手当(1 泊当り)	4,950 円
宿泊料(1 泊当り)	12,100円
移動時間(b)の労務費(1 時間当り)	10,000円
機材輸送費	実費

別添2 騒音試験の手数料

(騒音試験の手数料)

1. 実施要領第 4.に掲げる業務の種類別に、表 1 に記載する額を手数料として定める。なお、JQRの担当者が確認のために出張するときは、第 2 号に定めるその他費用(旅費、日当、宿泊費、及び機材輸送費)を別途加算することとする。また、これら以外に必要な費用が生じる場合は、別途協議することとする。

表 1

業務の種類	手数料(消費税を除く。)
(1)	85,000円
(2)	43,000円
(3)	160,000円
(4)	7,000円
(5)	6,000円
(6)	1,000円

上記(2)及び(3)の立会(出張)試験の際は、テストコースならびに試験機材一式は、試験依頼者側にてご用意ください。

注)なお、JQRの担当者が確認のため移動する場合、表 1 の料金のほか、第 2 号表 2 に定める費用の追加額を別途計算し、業務終了後にご請求いたします。

(その他の費用の単価)

2. その他費用の単価は、次の表 2 のとおりとする。

表 2

項目	費用(消費税を除く)
移動費(※)	実費
日当(性能等確認業務を行う事務所から 120 k m以上 200 k m未満)	1 日当たり 1,500 円
日当(性能等確認業務を行う事務所から 200 k m以上の国内地)	1 日当たり 3,000 円
宿泊費(国内) 注)	1 宿泊当たり 10,000 円
機材輸送費	実費

(※) 起点を、鉄道の場合は小田急小田原線 本厚木駅、車移動の場合は東名高速 厚木 I Cとし、合理的な通常の経路及び方法により計算することとする。ここでいう合理的とは、金額、距離、時間、安全性を総合的に勘案したものをいう。また、新幹線(のぞみを含む)、特別急行列車及び普通急行列車は、当該列車を片道 100 km以上乗車する場合に使用することとし、当社営業車にての移動は、燃料代(@15 円/k m)及び道路通行料とする。

注) 天候等の状況及び試験開始時間の関係で、前日宿泊又は当日宿泊とする場合がある。

(a) 旅費 :起点を、鉄道の場合は小田急小田原線 本厚木駅、車移動の場合は東名高速 厚木ICとし、合理的な通常の経路及び方法により計算することとする。ここでいう合理的とは、金額、距離、時間、安全等を総合的に勘案したものをいう。また、新幹線、特別急行列車は、当該列車を片道100km以上乗車する場合に使用することとし、車にての移動の場合は、燃料代(@17円／km)及び道路通行料とする。

注) 天候等の状況及び試験開始時間の関係で、前日宿泊又は当日宿泊とする場合がある。

(b) 移動時間 : JQRと性能等確認を行う場所の往復に要する時間のことであり、上記(a)項と同様に計算することとする。

第 1 号様式(非認証車等の加速走行騒音試験依頼書)

(略)

第 2 号様式(試験自動車の諸元表)

(略)

第 3 号様式(試験自動車変更届)

(略)

第 4 号様式-1(加速走行騒音試験成績表)

表(略)

第 4 号様式-2(市街地加速走行騒音試験成績表)	
---------------------------	--

JAPAN QUALITY REGISTRATION

第 HN123456-A 号
発行日：YYYY/MM/DD

自動車騒音試験成績表(協定規則第51号)

殿

株式会社 J Q R
性能等確認事務所

自動車車名・型式

自動車車台番号(又はシリアル番号)

自動車通関証明書証明番号

試験自動車車台番号(又はシリアル番号)

標記試験自動車について実施した加速走行騒音試験の結果は別添のとおりです。

騒音防止性能確認標章確認番号: ANT-JQR-123456

この成績表の内容は、提出された試料のみの試験結果を示すものです。また、この成績表の内容を訂正、改ざんしたものは無効です。なお、成績表の内容を広告物等に無断で掲載したり、内容を引用することは禁止します。

The description on this test report is the test results for only the samples you offered.
All the description on the report which have been revised or altered are invalid.
It is prohibited to put any contents of the report on the advertisements etc, whitout our approval or to quote them on any documents of yours.

騒音試験結果成績表 (協定規則第51号)

試験期日 令和 年 月 日 試験機関 株式会社 JQR 性能等確認事務所

◎試験場所 (ISO 10844準拠 or 直線平坦舗装路) JQR 第 HN123456-A 号 (a / X)

試験対象自動車

型式(類別) kg

車台番号 原動機搭載位置

原動機型式 原動機最高出力 kW/min

変速機の種類 前進 段 モーター最高出力 kW

変速機の種類 機械式 油圧式 電気式 その他 消音器の個数・内蔵触媒の有無

減速比 タイヤの呼び(空気圧) 前輪 kPa

車両重量 kg 後輪 kPa

試験自動車重量 kg 試験時の車両長さ又は基準長さ m

P.M.P. 車両カテゴリ(騒音カテゴリ) ※(Rポイント450mm未満、座席数)

◎試験成績 審査事務規定1-3-1で規定される騒音カテゴリを記載

運転中の自動車の騒音

加速・定速・最終結果 (dB)				規制値	排気管の付近での騒音の測定			
加速試験結果	加速試験結果	加速試験結果	加速試験結果	加速試験結果	測定値 (dB)	測定値 (dB)	測定値 (dB)	測定値 (dB)
定速試験結果	定速試験結果	定速試験結果	定速試験結果	定速試験結果	測定値 (dB)	測定値 (dB)	測定値 (dB)	測定値 (dB)
最終試験結果	最終試験結果	最終試験結果	最終試験結果	最終試験結果	測定値 (dB)	測定値 (dB)	測定値 (dB)	測定値 (dB)
L urban					モード			
自動車の騒音				変速機重み付け係数k	部分加速係数kp			
参照加速	参照加速	参照加速	参照加速	予備加速	予備加速長さ (s)	予備加速長さ (s)		
速度 (VAA')	速度 (VAA')	速度 (VAA')	速度 (VAA')	速度 (VAA')	速度 (VAA')	速度 (VAA')	速度 (VAA')	速度 (VAA')
下限	下限	下限	下限	使用変速段	(i)	使用変速段	(i+1)	使用変速段

試験条件				試験結果			
天候	天候	天候	天候	風速	風速	風速	風速
外気圧	外気圧	外気圧	外気圧	湿度	湿度	湿度	湿度
騒音計	騒音計	騒音計	騒音計	自動記録装置	自動記録装置	自動記録装置	自動記録装置
測定装置	測定装置	測定装置	測定装置				

騒音防止装置				騒音防止装置			
騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置
騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置
騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置	騒音防止装置

※1.本表は、騒音防止装置の性能を評価するための試験結果を示すものである。

※2.本表は、騒音防止装置の性能を評価するための試験結果を示すものである。

--	--

新市町村の名称

新市町村の区域

新市町村の区域

新市町村の区域

新市町村の区域

新市町村の区域

新市町村の区域

新市町村の区域

新市町村の区域

新市町村の区域

新市町村の区域

新市町村の区域

新市町村の区域

新市町村の区域

新市町村の区域

新市町村の区域

新市町村の区域

新市町村の区域

第 5 号様式～第 6 号様式 (略)	
---------------------	--